

## 新しいALT(外国語指導助手)が着任しました 初めまして!アランです

前任のダニ・フラドさんの後任の外国語指導助手として、アメリカからアラン・ウィットマンさんが着任しました。新学期からは、ウィリアム・クラールさんと2人で各学校や保育園などを訪問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

アラン・ウィットマン、36歳です。普段はサイクリングやコンピューターを楽しんでいます。スキーやスノーシューなどのウィンタースポーツも好きなので、今から楽しみです。

弟子屈町に来てまだ1カ月ですが、とても歓迎していただいていると感じています。そして、この町は信じられないくらい美しいところです。

将来は、学んだ日本語を生かして日本とアメリカの架け橋となれるよう頑張りたいです。

見かけたら、気軽に「アラン」と声をかけてください。

1980年7月15日生まれ  
アメリカ合衆国ミズーリ州出身



Whitman Alan Andrew

問い合わせ先/町教育委員会指導室 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 5 (課直通)

## 川湯小学校 地域参観日のご案内

9月8日(木) 9時30分～14時20分

2～5時間目に公開します。  
全学級「道徳の時間」を公開します。

1年生 4人  
2年生 14人  
3・4年生 11人  
5・6年生 14人

どうぞ、お気軽にご来校ください。おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさん…おそろいで!!

問い合わせ先/川湯小学校 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 1



## 町長選挙 立候補予定者説明会などを開催します

	日時	場所
立候補予定者説明会	10月14日(金) 14時～	町公民館 2階 講堂
立候補届出書事前審査	10月21日(金) 10時～16時	
立候補届け出	11月1日(火) 8時30分～17時	

問い合わせ先/弟子屈町選挙管理委員会事務局 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線306)

# 大雨による土砂災害への警戒を

防災ワンポイントコーナー

昨年8月の集中豪雨時には、仁多や南弟子屈などで道路陥没や路肩崩壊、傾斜地の土砂流出などの被害が発生しました。今年に入ってから局地的豪雨が頻発しています。一昨年の広島市、礼文島での土砂災害、昨年の茨城県鬼怒川の大洪水など、もはや過去の経験値では推し量ることができない自然現象が起きています。

このような経緯から2014年11月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域指定地域を有する市町村は、避難行動計画の策定などが義務付けられました。

北海道では、あらかじめ抽出してある「土砂災害危険箇所」について基礎調査を早急に行うことになりました。町内には、調査対象地域となっている急傾斜地崩壊危険箇所27カ所と土石流危険区域19カ所について未調査地域があり、2019年度末までに調査が行われます。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、または土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)と判定された場合には、北海道はこの結果を市町村へ通知した後、指定地域の住民の皆さんに口頭か文書で説明します。また、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されたことが公表されます。

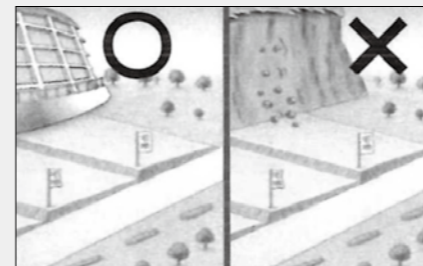
基礎調査は、町内では今年度14カ所が予定されていて、北海道から委託された業者が既に調査を開始しています。ご不明な点がございましたら、釧路総合振興局釧路建設管理部治水課(砂防)にお問い合わせください。

### 《区域指定された場合に町が行う事項》

- ▶ 土砂災害に関する情報の伝達、予報警報の発令と伝達に関する事項
- ▶ 警戒避難体制の整備(地域防災計画への記載)
  - 指定地域
  - 避難場所、避難経路に関する事項
  - 避難訓練に関する事項
  - 同指定地域内にある要配慮者利用施設(医療機関、福祉施設、教育施設など)の名称、所在地と情報伝達要領など
- ▶ ハザードマップの作成・配布
- ▶ 救助に関する事項、その他必要な警戒避難体制に関する事項

### 《土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にお住まいの皆さんの行動》

- ▶ 特定開発行為に対する許可制「都道府県」
- ▶ 建築物の構造規制「都道府県または市町村」
- ▶ 建築物の移転などの勧告「都道府県」



住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。



居室を有する建築物には、建築基準法施行令に定められた、作用すると想定される衝撃力に対して、建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認が行われます。  
※安全な構造とするための改修に関する国からの支援制度があります。【2014年度拡充】



著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告が図られます。  
移転などについては、住宅金融支援機構の融資や国からの支援制度があります。

- ▶ 土砂災害危険箇所データの確認先(パソコン) <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>
- (スマートフォン) <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/>

問い合わせ先/釧路総合振興局釧路建設管理部治水課(砂防) ☎ 0 1 5 4 ③ 9 1 8 4 (直通)  
役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)